

平成23年9月21日（水曜日）決算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	木村寿太郎	委員
13番	新宮征一	委員	14番	佐藤良一	委員
15番	内藤明	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	鴨田俊廣	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	柴崎良子	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	奥山健一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
小畑広明	学校教育課 課長補佐	清野健	生涯学習課長
片桐久志	監査委員	大泉辰也	監査委員 事務局長

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第2号

第3回定例会決算特別委員会

平成23年9月21日（水曜日）

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成22年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 認第11号 平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 12 分科会審査の経過並びに結果報告
（1）総務文教分科会委員長報告
（2）厚生分科会委員長報告
（3）建設経済分科会委員長報告
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再

開

午前10時10分

○荒木春吉委員長 おはようございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 荒木春吉委員長 日程第1、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認第11号平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 荒木春吉委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 荒木春吉委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。
〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕
○辻 登代子総務文教分科会委員長 総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月16日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、認第1号中、歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款及び認第9号であります。審査に入る前に、審査の進行について、認第1号中歳出第10款の審査を歳入全部の審査の後に行うことについて諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

また、付託案件の説明の省略を諮り、異議なく省略することに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳入全部を議題とし、質問に入りました。

質疑の内容について申し上げます。

委員より「地方交付税の関係で、三位一体の改革で交付税が減ってきたと聞いているが、ここ最近はふえているのか、減っているのか」の問いがあり、当局より「平成22年度につきましては、非常に大きい伸びになっております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「障害児通学支援事業の事業内容と人数について」の問いがあり、当局より「特別支援学級が各学校にあり、そこに在籍する児童生徒で、自力で通学することが困難な場合にタクシーで登校の際の送迎を行うもので、現在対象者は6名です」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容について申しあげます。

委員より「新寒河江温泉管理事業について、どこが請け負っているのか」の問いがあり、当局より「山形環境エンジニアリングに現在指定管理者でお願いしております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「県の防災ヘリコプターの負担金の積算割合について」の問いがあり、当局より「均等割として20%、人口割として40%、財政力割として40%で案分されておりました、全市町村で負担金を出しております。合計は6,484万7,000円となっております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「繰上償還は今回もあるのか」の問いがあり、当局より「平成22年度につきましては、繰上償還はありません」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「予備費からの充用が結構あり、3款4項1目への充用をどのように使われたのか」の問いがあり、当局より「3款4項1目への充用につきましては、東日本大震災における災害救助費に要した経費に充用しました」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○荒木春吉委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月12日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号であります。審査に入る前に、付託案件の説明の省略を諮り、異議なく省略することに決しました。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳出第2款の一部

を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「平成22年度に町会長において事故がなかったのか。事故があった場合の対処はどうか。また、町会長以外の代理の人が事故に遭った場合はどのような救済措置があるのか」との問いがあり、当局より「平成22年度においては、町会長の事故はありませんでした。事故が起きた場合は、非常勤特別職の公務災害の対応になります。町会長以外の代理の方が事故に遭った場合は、適用条件がありますが、全国市長会賠償責任保険が適用になります」との答弁がありました。

委員より「住民基本台帳カードの発行枚数は非常に少ないが、市としてどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「政府決定の社会保障・税番号大綱によりますと、平成26年6月をめどに住基カードを改良したICカードの交付が予定されておりますので、その動向を重視しながら、市として住基カードの多目的利用について対応していきたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「地域福祉計画の策定が終わり、次に活動計画を策定することになるが、どのような活動計画を策定していくのか」との問いがあり、当局より「地域福祉計画と活動計画は一体的であり、具体的には社会福祉協議会の民間福祉活動計画として具現化されます」との答弁がありました。

委員より「放課後児童対策事業で、高松地区には学童保育をつくる機運はないのか」との問いがあり、当局より「学校とPTAが保護者に対してアンケート調査を行い、集計をしているところです。今後は、学童保育を希望する方に対し説明会を開く予定をしております」との答弁がありました。

委員より「次世代育成支援対策支援事業のファミリーサポート事業について、登録会員と利用件数の推移はどうか。また、子育てサロン事業の利用の推移はどうか」との問いがあり、当局より「ファミリーサポートセンターの登録会員数は、平成20年度は515名、平成21年度は523名、平成22年度は551名です。利用件数は、平成20年度は1,807件、平成21年度は2,131件、平成22年度は2,830件です。子育てサロンの参加者は、平成20年度12回で374名、平成21年度14回で529名、平成22年度15回で626名です」との答弁がありました。

委員より「児童扶養手当支給事業が父子家庭も該当するようになったが、該当する人数はどれくらいいるのか。父子のひとり親家庭と医療費対象者件数は何件あるのか」との問いがあり、当局より「児童扶養手当の受給者は272名おり、その中で父子については年末時点で21名該当しております。所得制限等で全部支給が7名、一部支給が13名、支給停止が1名です。父子のひとり親家庭の医療費援助対象者は、38名で16世帯です」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「食生活改善推進委員の人数の推移はどうか。現在の状況と今後の配置について」との問いがあり、当局より「平成20年度は95名、平成21年度は99名、平成22年度は113名と

増加しています。現在は担当地区は決めていませんが、今後は地区に根づくように推進協議会で検討をしてみたい」との答弁がありました。

委員より「乳幼児健康診査の3カ月健診について、現在は一部に4カ月に入った乳児を3カ月健診として実施しているが、3カ月中に実施する方策はないのか」との問いがあり、当局より「3カ月健診については、股関節脱臼の検診もあわせて行っており、股関節脱臼は3カ月過ぎに発見されやすいため現在の健診時期を設定しております。今後につきましては、医師等と協議をして検証してみたい」との答弁がありました。

委員より「がん検診の対象者については、平成20年度に40歳以上から30歳以上へ引き下げたが、30歳以下の方は該当していない。対象年齢を引き下げることにどう考えるか」との問いがあり、当局より「国では40歳以上を対象としていますが、寒河江市では30歳以上を対象としております。子宮がん検診につきましては20歳以上を対象としており、それ以外の検診の対象者につきましては、受診率の動向を見ながら検討してみたい」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「保険給付費から病気の傾向や予防対策が見えてくると思うが、市としてどのような対策をとっているのか」との問いがあり、当局より「疾病に対しての健康教室や特定健診の推奨を進めております」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第5号平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第6号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第7号平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「特定高齢者の把握はどのようにしているのか。特定高齢者のメニューはどんな形で取り組んでいるのか」との問いがあり、当局より「成人病検査センターにおける健康診断の際に特定高齢者の判断をしたり、また結核検診で把握をしております。特定高齢者のメニューとしては、ふれあいサロンの委託、運動機能向上のためのデイサービス、スイミングクラブでプールの水を使った運動機能向上等を実施しております」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第8号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第10号平成22年度寒河江市立病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質

疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「市立病院における一般病床の利用率は、県内の病院の状況と比べると低い。また、医業収支も低い状況にあるが、病院としてこれらの状況をどのように感じ、今後の対策についてどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「病院経営において医業収支をふやすには、入院患者や外来患者をふやすことであります。費用の削減や医師の確保を含め、寒河江西村山における市立病院の方向性、特徴づけを十分考慮しながら取り組んでいく必要があると考えております」との答弁がありました。

委員より「平成23年度将来に向けたアクションプランを組み上げることについて、市では現在どのような状態で進んでいるのか」との問いがあり、当局より「市立病院が今後どのような役割を果たしていけるのか。例えば、回復期のリハビリや療養病床を視野に入れた検討ということで、今進めております。病床利用率や市民の利便性を考えながら、一定の方向づけをしてみたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○荒木春吉委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月13日及び16日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号及び認第11号であります。審査の都合上、第5款の審査終了後に第7款の審査を行い、その後第6款、第11款第1項、第8款、第11款第2項の審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。また、委員より付託案件の説明要求があり、協議の結果、付託案件の説明をお願いすることに決しました。それでは、順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についての歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「クアパークの法面の関係で、国に買い取っていただきたいということを毎年文書で出しておくべきと思うが、そのように行っているのか」との問いがあり、当局より「買い取りの要請については文書で行ってはいませんが、実際に出向いて要請をしております。今後は、文書でも行っていく方向で検討していきたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、

全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「ポケットパークは今後の駐車場の実態調査対象外ということですが、ポケットパークの目的も他の駐車場と同じ商店街の活性化のためにつくられた駐車場ですので、ぜひとも調査対象に入れてほしい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「荒廃森林整備事業の関係で、荒廃山林に対して手をかけていく上での基準はあるのか」との問いがあり、当局より「基準はありません。景観的には目立つところを集中的にやった方が効果的ではないかということで、慈恩寺地区と平野山を行いました。今後は、景観や利用の問題などを念頭に置きながら、基準の設定を検討してまいります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「都市基盤施設総合情報整備事業の件ですが、調査とデータ化とはどういうものになり、どのように生かされるのか。また、市民の利活用はできるのか」との問いがあり、当局より「政策推進課で管理している地図の図化システムに電柱や汚水ますなどの道路の占用物をデータ化して入れ、地図上でわかるようにするものです。また、市民の利活用については、パソコンのデータ画面ですので、日常的に公開するということは前提にしておりません」との答弁がありました。

委員より「下釜山岸線の関係ですが、平成24年までに完成するという計画だったのか」との問いがあり、当局より「実施計画では平成24年度になっておりますが、なるべく早期に完成したいということで、平成23年度の予算の中で完了したいというふうに考えております」との答弁がありました。

委員より「花咲かフェアの経済効果の数字的な裏づけ、データはあるのか」との問いがあり、当局より「総務省統計局で示している産業連関表の数式があり、これに当てはめて入力すると1億3,000万円という試算結果が出てくるようです」との答弁がありました。

委員より「運転手や添乗員、ガイドなどから宿泊先や今後の行程、昼食会場など数字的なものをきちんと把握しポイントを絞って、次年度は少しでも多く寒河江市に滞在してもらえるような方向を持っていけるように、後追い調査をすべき」との意見がありました。

委員より「住宅建築推進事業負担金補助金の関係で、800万円の不用額が出ているがなぜか」との問いがあり、当局より「木造住宅の耐震事業の工事をする市民に対しての補助事業と高齢者住宅減災対策推進事業ということで、高齢者の寝室などについて震災による被害をなくすような工事の補助事業ですが、利用者がなかったということです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「負担金などを賦課をして徴収していながら、いまだ供用開始になっていない世帯は1件もないのか」との問いがあり、当局より「現在は、供用開始の告示とともに賦課していますのでこういう事案はありませんが、そういったところがあるかどうかは確認させていただきます」との答弁がありました。

委員より「使用料の関係で、ホームポンプや自家用の井戸、温泉など自前のものを持っている場合の賦課するための基準や実態はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「メーターをつけていただき、その管を下水道につなぐ申請をしていただきますので、下水道料金の中に入っております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第11号平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「寒河江市では、ずっと億単位の黒字を出しながら、将来に投資しなければならないということで市民に還元していないので、そのことについては改めるべきだ」との問いがあり、当局より「現在、水道ビジョン策定をしており、その中で水道料金についても検討に加えることにしておりますので、その結果を見て対応をしてみたいと考えております。なお、この件につきましては、市長の方にも話しておきます」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○荒木春吉委員長 日程16、これより質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

各分科会委員長報告中、異議のありました5案件を除く認第2号、認第3号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

6案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の6案件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時47分

○荒木春吉委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会臨時委員長 新 宮 征 一

決算特別委員会委員長 荒 木 春 吉